

ECB –量的緩和の延長を決定–

＜預金金利を引き下げ＞

12月3日、ECB（欧州中央銀行）理事会は預金金利を▲0.20%から▲0.30%に引き下げるとともに、資産買入れプログラムを2017年3月まで6ヵ月延長することを決定しました。また、ユーロ建ての域内地方債を資産買入れの対象に追加することや、償還を迎えた元本を再投資する方針も発表されました。

ドラギECB総裁は会見で、世界経済およびインフレ見通しは引き続き下向きと強調し、必要であればいつでも期間や規模などを調整できると追加緩和の余地があることを示しています。

＜ユーロは上昇＞

預金金利の引き下げと量的緩和の期間延長が発表されたものの、市場はより大胆な追加緩和を期待していたこともあり、発表後のユーロは対米ドル、対円ともに大きく上昇し、欧州の株式市場は大きく下落しました。

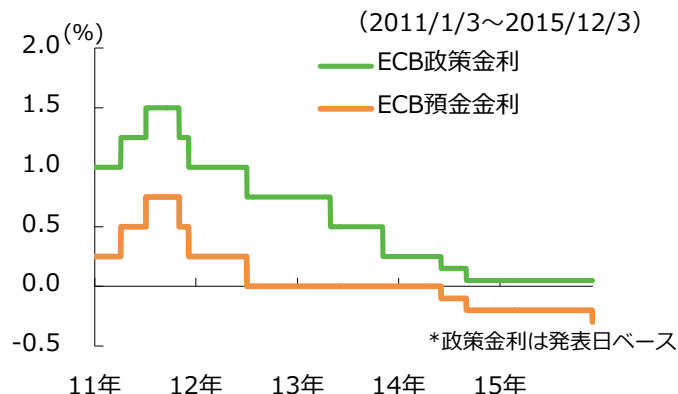
12月3日の海外終値は1ユーロ=1.094米ドル、1ユーロ=134.13円となっています。

＜今後の見通し＞

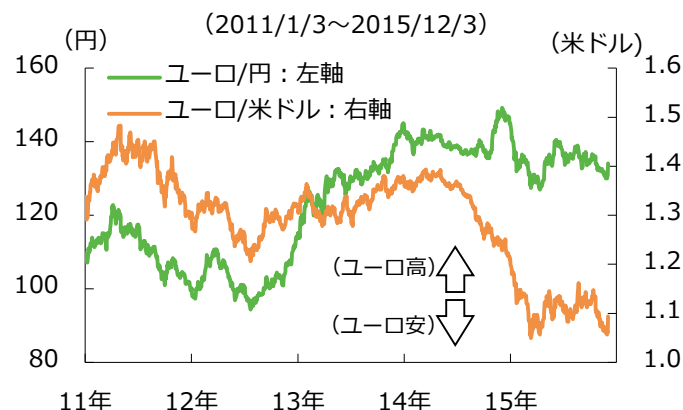
ユーロ圏の2015年11月の消費者物価指数は前年比0.1%とECBの目標とする水準（前年比2%をやや下回る水準）を大きく下回っています。ECBはデフレに陥るリスクを回避するため、今後も緩和的な政策を続けていくものと見込まれます。

今回の発表内容が市場予想を下回ったため、一時的にユーロは強含んで推移する可能性もありますが、12月15-16日の米FOMCでは利上げが実施される見込みであるため、金融政策の方向性の違いを反映し再び米ドル高ユーロ安基調に反転する可能性が高いと思われます。

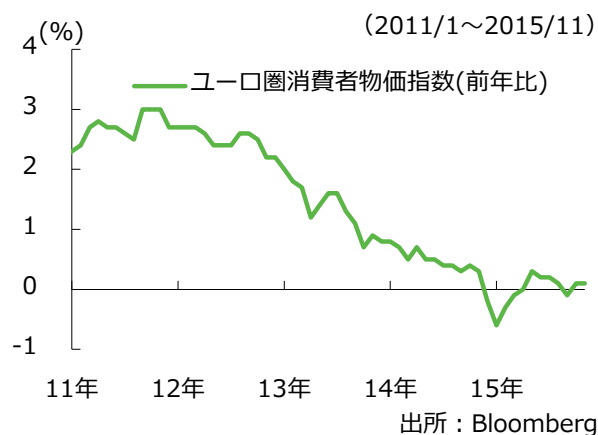
＜政策金利の推移＞



＜ユーロ為替の推移＞



＜消費者物価指数＞



お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 ： 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会